

人権を考える

2009 / 秋

11月27日 (金)	<p>講演テーマ：「中国における食の安全と人権」</p> <p>講師：杜 鋼建 氏（汕頭大学 教授・法学院長）</p> <p>時間：10時40分～12時10分</p> <p>場所：千里山キャンパス 第1学舎 千里ホール 高槻キャンパス TD106教室（映像中継）</p> <p>通訳：白 巴根 氏（汕頭大学 教授）</p>
12月15日 (火)	<p>※春季人権啓発行事の延期による講演</p> <p>講演テーマ：「人権の普遍性と文化の多様性」</p> <p>講師：樋口 陽一 氏 （日本学士院 会員、東京大学名誉教授、 東北大学名誉教授）</p> <p>時間：16時20分～17時50分</p> <p>場所：千里山キャンパス 第1学舎 B202教室</p>

関西大学



「中国における食の安全と人権」

汕頭大学 教授・法学院長
杜 鋼 建
(通訳：汕頭大学教授 白巴根)

中国の食品安全法の制定について

— 安全な食品を入手することは国際人権法に保護された権利である —

近年中国は急速な経済発展とそれを支える産業構造の転換、そして大規模な国土の開発がなされています。そのような急激な展開は、一方において莫大な富や豊かな階層を生み出すとともに、半面において極端な貧富の差をもたらしています。そして、それとあわせて、とくに貧困層を苦しめているのが、大気汚染や水質汚濁といった深刻な公害問題と食の安全問題です。この講演会では、以下のような内容で、現在の中国が直面している食の安全をめぐるさまざまな問題を基本的人権という観点からお話ししたいと思います。

プロフィール

1952年中国江蘇省生まれ、1979年中国人民大学大学院入学
2005年から汕頭大学法学院教授、同法学院長、『太平洋学报』 主编
中国人民大学人権研究センター副主任、国家行政学院教授などを歴任

主な著書

- 『外国人権思想論』(単著 中国法律出版社 2008年)
- 『中国における百年の人権思想』(単著 汕頭大学出版社 2007年)
- 『政府機能転換への模索』(単著 中国水利水电出版社 2005年)
- 『中国近百年の人権思想』(単著 香港中文大学出版社 2004年海外版)
- 『新仁学—儒家思想と人権宪政』(単著 京獅企画出版会社 2001年)
- 『中国の百姓の権利』(合著 明鏡出版社 2000年)
- 『欧米人権思想史』(共編著 中国経済出版社 1998年)
- 『基本的人権論』(単著 台湾洪葉出版社 1997年)
- 『人権の歴史的議論』(共編著 北京出版社 1994年版)
- 『人権新論』(副主编 中国青年出版社 1993年版)

講演概要

- 一 毒入り粉ミルク事件の発生
2008年11月の動き — 24日と25日
2008年12月の動き
- 二 食品安全法の立法面での推進

1949年以来2004年までの食品安全法制の発展

食品安全法の立法面での推進

2002年、国家食品薬品安全局食品安全法草案作りワーキンググループ発足（グループ長・杜鋼建）

『食品安全法（草案）』12章53条構成

総則、食品安全管理監督体制、食品安全管理機構の職責、食品安全諮問委員会、食品安全基準、食品安全情報、食品安全危機の観測、検査、評価、食品安全標識、食品安全事故処理、食品安全教育、法的責任、附則

2004年12月21日、全国人民代表大会食品安全立法会議開催、全人代常務委員会、国务院の食品安全関係省庁のリーダー20名以上が参加。杜鋼建報告：『食品安全法制の建設を強化し、食品安全管理監督制度の刷新を図る』。会議後、国务院法制弁務室の『食品安全法』の起草作業が開始される。

2006年から2007年まで、『食品安全法』草案の改正作業が行われる。

三 食品安全の危機評価と行政体制

1 「四化」体制の弊害

政府権力の部門化、部門権力の利益化、利益獲得手段の批准化、批准方式の複雑化

2 行政体制上の弊害の悪影響

四 食品安全危機評価組織の地位

食品安全危機評価専門家委員会の誕生、食品安全危機評価作業の開始、行政的主体性なき組織の法的地位、各部門（省庁）権力への干渉

五 食品安全危機評価委員会の地位と権威の確保

任命制の導入、地方各級食品安全危機管理委員会の法的地位の確保

六 食品安全危機評価委員会の職権と独立性の確保

食品安全危機管理に関する評価結果の法的意義、その他安全評価システム、国家食品安全危機管理委員会の責務、食品安全危機管理専門家委員会の組織の独立性確保の法的手段（人員編成、予算、設備、管理運営の独立性確保）

「人権の普遍性と文化の多様性」

日本学士院会員・東京大学名誉教授・東北大学名誉教授

樋 口 陽 一

プロフィール

東北大学とパリ大学で法学を学び、清宮四郎先生と René Cupitaut 先生のもとで憲法学を専攻する。東北大学、東京大学、上智大学、早稲田大学、パリ大学、フリップール大学などで教授、客員教授などを歴任した。現在、日仏会館理事長として日仏の学術・文化交流にたずさわっている。

人権の理念は普遍性を持つものとして擁護されるべきですが、それぞれの文化圏の持つ伝統や個性と、どう折り合いをつけるべきでしょうか。——この難問について考えてみましょう。

2009年度 秋季人権啓発行事の開催にあたって

関西大学は、大学教職員、学生諸君の人権意識を高めるために、学内外の関係者のご協力を得て、毎年春と秋の2回、人権週間を設定し、本学独自の人権啓発行事を開催しています。秋季の人権啓発行事は、1997年以来「国際人権週間」と位置付けられ、幅広い観点から人権に関わる講演会が開催されてきました。

本学が人権問題を現代の重要な課題と認識し、この問題に対する組織的な取り組みを開始してからすでに四半世紀が経過しています。その間、様々な企画が立てられ実行されてきました。とりわけ、冊子『とても大切なことに関する24のメッセージ』の発行および人権問題研究室の設置が本学の人権擁護・啓発の取り組みの重要な柱になっています。

その他にも、毎年度の新入生歓迎特別行事の開催、教職科目・全学共通科目・基礎科目・各学部専門教育科目における人権問題を扱う必修科目ないし選択科目の開講など、不断の努力が続けられています。また、さらなる取り組みを検討する組織として人権問題委員会があり、新しい動向の把握や新企画の立案などの活動をつづけています。

講演を通して、私たちにできること、考えなければならないこと、「人権」とは何かなどを一人ひとりが考えるための一助になればと思います。

多数の方々が聴講され、人権意識を高めていただくことを希望します。

2009年11月1日

関西大学